

平成29年度再資源化等業務に関する事業計画書
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を確実にかつ効率的に実施することとしている。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の更なる発展に向けた理解活動の推進、再生資源利用の進んだ自動車への割引制度実施に向けた検討及び自治体における大規模災害対策への取組み支援等の新規及び強化施策に取り組むことを通じて、社会への貢献を拡大していくことを中期的な方針としている。また、引き続き質の向上、効率化、自動車リサイクル制度の安定稼働及び運営の基盤強化にも積極的に取り組んでいく。

指定再資源化機関の平成29年度の取組みとしては、特に地方公共団体のためのセーフティネット機能を強化するため、災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供、不法投棄・不適正保管事案の解消に資する知見の共有等の支援を実施する。また、全国に残存する使用済自動車等の不法投棄・不適正保管台数の削減に資するため、事案の解消に向けた支援を実施する。

II 事業内容

平成29年度に再資源化等業務に関する事業として本財団が実施する主要なものは以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者31社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で18,120台分、0.7億円の委託料金収入を見込んでいる。

なお、平成29年度の品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	委託料金収入
フロン類	6,000台	1,542千円
エアバッグ類	5,880台	13,377千円
ASR	6,240台	48,847千円
事務取扱手数料		10,383千円
合計	18,120台	74,149千円

本業務においては、1号事業者における再資源化等料金等の情報に関する公表を引き続き支援するとともに、平成28年度に実施した1号事業者に対する支援状況の満足度調査において寄せられた各種マニュアル類の改善要望等について、対応を行う。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、メーカーまたは輸入業者が倒産、撤退、廃業した車でメーカーが確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で21,000台分、1.7億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

なお、平成29年度の品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	再資源化料金等受入収入
フロン類	6,000台	13,302千円
エアバッグ類	5,640台	22,487千円
ASR	9,360台	139,025千円
合計	21,000台	174,814千円

本業務においては、義務者として、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

平成29年度は、81市町村に対し、24,231台分、1.1億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。

- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を行うため、ポスター・チラシ等の周知ツールを市町村または関連事業者等に配布する。
- (3) 小規模離島における事業の活用を促進するため、事業ニーズを確認のうえ、住民の事業認知度向上等に資する市町村支援を講じる。
- (4) 市町村における出えん申請事務の精度を維持するため、年間20市町村を抽出し、全申請車台の証憑について確認を実施するとともに、市町村訪問時は、市町村にて保管されている証憑等について、確認を実施する。

以上の取組みにより適正に事業を運営し、事業費予算に対する執行率85%超を維持する。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

平成29年度は、不法投棄等対策支援事業の協力を要請する地方公共団体が少ないため出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 不法投棄・不適正保管事案に関する地方公共団体の課題解決を図るため、地方公共団体からの問い合わせ対応や情報提供・助言等を実施する。
- (2) 残存する10台以上100台未満の不法投棄・不適正保管事案97事案のうち36事案について、平成29年度中に現地調査及び情報の整理を行い、当該地方公共団体と事案の解消に向けた意見交換を行う。
- (3) 不法投棄等の未然防止・解消に向け、平成29年度より、以下の取組みを検討・実施する。
 - ① 不法投棄・不適正保管事案に関する詳細な調査と対策案の検討・提案
 - ② 不法投棄・不適正保管事案解消のための地方公共団体担当者への知見の提供
 - ③ 私有地等を含む使用済自動車等の不法投棄等に関する相談窓口の準備(平成30年度開設予定)
 - ④ 地方公共団体のニーズに応じた対策の実施(国の方針検討を踏まえて対策を確定した後、補正予算にて対応)

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、地方公共団体からの要請見込みがないため、出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、地方公共団体からの相談については、全件対応を行う。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、新規の要請が発生した場合に必要な行為を実施する。

また、地方公共団体その他の者からの相談については、全件対応を行う。

7. 大規模災害対応

平成29年度より、災害発生時の地方公共団体の対応の円滑化に向け、環境省と連携し、災害廃棄物行動指針に基づき、被災自動車の処理円滑化に資する情報提供や体制整備、処理計画の策定等の支援を行う。

なお、平成29年度の3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、平成30年度の法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

以上